

## 弘前市無煙炭化器貸出要領

令和5年9月25日制定

令和7年6月 3日改訂

### (趣旨)

第1条 この要領は、広くりんご生産者等にりんごせん定枝からバイオ炭を生成することができる無煙炭化器（専用の火消し蓋及び台座を含む。以下同じ。）を実際に体験できる機会を設け、無煙炭化器の普及を図り、もってりんご産業における環境負荷の低減に繋げることを目的に、りんご生産者等に対し市が所有する無煙炭化器を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象)

第2条 無煙炭化器の貸出しの対象となるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有するりんご等生産者
- (2) 市内に本店を有する農業法人
- (3) 市内に本店又は支店を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合
- (4) 市内の卸売市場の開設者、市内に本店を有する移出業者等の農産物流通事業者
- (5) 前各号に掲げる者のうち3者以上により構成される団体であって、地域のりんご産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体

### (貸出の申込み)

第3条 無煙炭化器を借り受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、無煙炭化器貸出申込書（様式第1号）及び借用証書（様式第2号）により市長に申し込みなければならない。

### (貸出決定)

第4条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、貸出しの可否を決定し、適当と認めたときは、その旨を無煙炭化器貸出決定通知書（様式第3号）により、当該申込みをした申込者に通知するものとする。

### (貸付簿の整備)

第5条 市長は、無煙炭化器の貸出状況を明確にするため、無煙炭化器貸付簿（様式第4号）を整備するものとする。

### (貸出期間等)

第6条 無煙炭化器の貸出期間は、14日を超えてはならない。ただし、りんご生産者等を参考し、無煙炭化器の実演会等に使用する場合は、この限りではない。

2 無煙炭化器の貸出し及び返却の場所は、市が指定する場所とし、貸出時間及び返却時間は、原則として、弘前市の休日に関する条例（平成18年弘前市条例第2号）に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。

### (貸出料)

第7条 無煙炭化器の貸出料は、無料とする。ただし、無煙炭化器の運搬及び稼働に要する一切の経費は、第4条の規定により貸出決定を受けた者（以下「借受者」という。）が負担するものとする。

### (管理及び使用)

第8条 借受者は、善良な管理者の注意をもって無煙炭化器を管理しなければならず、かつ、貸出しの決

定を受けた目的及び内容以外では使用してはならない。

2 借受者は、市が指定する使用方法に従い、安全かつ適切に使用しなければならない。

(転貸)

第9条 借受者は、無煙炭化器を第三者に転貸してはならない。ただし、第2条第3号から第5号までに規定する団体等が、団体等の組合員、構成員等に貸与し、普及啓発を行う場合は、この限りではない。

2 前項ただし書により第三者に転貸する場合は、借受者は当該第三者に対し、市が指定する使用方法を遵守するよう十分に周知徹底を図り、当該使用に係る管理責任を負うものとする。

(無煙炭化器の損害賠償等)

第10条 借受者は、故意又は過失により無煙炭化器を破損、紛失等（以下「破損等」という。）したときは、借受者の責任及び負担により原状に回復し、又は市に対し損害を賠償しなければならない。

2 借受者は、無煙炭化器を破損等した場合は、その内容等を速やかに事故報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(第三者への損害賠償等)

第11条 借受者による無煙炭化器の使用及び保管に起因し、第三者への損害が発生した場合は、当該借受者がその損害額を負担するものとし、市はその損害額を負担しない。

2 借受者による無煙炭化器の使用及び保管に起因し、借受者自身への損害及び借受者が所有、使用又は管理する財物への損害が発生した場合は、当該借受者がその損害額を負担するものとし、市はその損害額を負担しない。

(使用報告)

第12条 借受者は、無煙炭化器を返却するときは、無煙炭化器使用報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月3日から施行する。